

移植希望登録更新の手続きについてのご案内

(重要なお知らせ)

この更新手続きは、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下 JOT）を通じて、亡くなった方からの臓器移植を受けるために必要な手続きです。

2024年3月31日までに必ずお手続きをお願いいたします。

- ※ 2023年3月31日以前に移植希望登録された方が対象となります。
- ※ 更新手続き未完了のまま2024年3月31日を過ぎた場合は、2024年4月1日以降**更新手続きが完了するまでの間、移植候補の対象外となります。**
- ※ **2年間更新手続き未完了の場合、登録は取り消しとなります。**登録が取り消された後、再登録となる場合、累積待機日数は0日となり、新規登録料3万円の払込（もしくは免除申請）が必要となります。
- ※ 登録更新をされた場合にはデータの使用及びデータ提供に同意したものとさせていただきます。詳細は同封のNEWS LETTER Vol.27をご確認ください。

◆ **移植希望登録を継続される方 → 2 ページへ**

◆ **移植希望登録を継続しない方 → 4 ページへ**

【同封書類】

• 移植希望者登録の更新のお知らせ

左下部：更新料払込取扱票 左裏面：免除申請書 右半分：移植希望登録更新用紙 ※切り取ってご使用ください

• 移植希望登録更新の手続きについてのご案内（本紙）

• 記入例

• 返信用封筒

• NEWS LETTER Vol.27

登録を継続する場合

次の**3つの手続き**を**2024年3月31日まで**に行ってください。

「移植施設の受診」と「更新料の払込（もしくは免除申請）」のいずれか手続きしていないものがあると、更新手続きは完了しませんのでご注意ください。

1 移植施設の受診

- 2023年4月1日～2024年3月31日の間に、登録更新のための受診が必要です。
- 感染症流行等へのご不安もあるかと存じますが、年に一度移植施設を受診し、評価を受けることは安全に移植を受けるために重要であり登録更新の必須要件となります。移植施設においても感染対策を講じておりますので、ご理解いただき、受診をお願いいたします。受診に関するお問い合わせ（時期・方法・既に受診したかどうか等）は、移植施設へ直接ご確認ください。
- 受診が完了すると、移植施設より JOT へ報告があります。

2 更新料の払込（もしくは免除申請）

- **2024年3月31日までに**コンビニエンスストアもしくは郵便局で払い込みください。銀行 ATM やネットバンキング等は利用できません。
- 住民税非課税世帯の方は、更新料が免除されます。詳細は3ページをご確認ください。
- 更新料は返金できません。更新の可否、免除要件への該当をご確認の上、お支払いください。
- 払込有効期限を過ぎてしまった場合、お手元の払込取扱票は使用せず、JOT までご連絡ください。
- 振込受領書（振替払込請求書兼受領証）は送付不要です。ご自身で保管してください。
- JOT に入金情報が到着するまでに、1～2 営業日を要します。

3 移植希望登録更新用紙の返信

- 登録データの訂正・追加がある方は、同封の＜記入例＞を参考にご記入のうえ、2024年3月31日までに返信用封筒にてご返信ください。
- **原本のみ受付可能（コピー不可）**です。
- 一度受付した更新用紙は返却できません。受診に際して移植施設より持参を求められている場合はご注意ください。

- ※ 2024年4月1日に更新完了を確認後、2ヶ月程度で「更新完了通知 兼 患者負担金領収書」を郵送します。
- ※ 「移植施設の受診」「更新料の払込（もしくは免除申請）」の両方またはいずれかが2024年3月31日までに終わらず、更新手続きが未完了の場合は、郵送でその旨通知します。

【更新料の免除申請について】

◎対象：住民税非課税世帯の方

◎申請期限：**2024年3月31日必着**

◎必要書類（(1)または(2)のいずれか。JOT に到着した時点で**発行日から3か月以内の原本のみ（コピー不可）**）

(1) 住民税の非課税世帯の方 下記3点

① **免除申請書（移植希望登録の更新のお知らせの裏面）**

➤ 必ずご署名ください。

② **「世帯全員の住民票」と記載のある住民票（市区町村役所発行）**

➤ 一人世帯でも「世帯全員の住民票」と記載のある住民票が必要です。

③ **非課税証明書（市区町村役所発行）**

➤ 年税額が「0円」もしくは「非課税」と明記された証明書が必要です。

➤ **上記住民票に記載されている方全員分が必要です。**

➤ 更新料 5,000 円の方：令和 5 年度分が必要です。

更新料 10,000 円の方：令和 5 年度と令和 4 年度の両年度分が必要です。

(2) 生活保護世帯の方 下記2点

① **免除申請書（移植希望登録の更新のお知らせの裏面）**

➤ 必ずご署名ください。

② **生活保護受給証明書（福祉事務所発行）**

➤ 「保護決定通知書」や「受給者証」などでは受付できません。

免除申請に関する FAQ

Q 非課税世帯なのに更新料を支払ってしまいました。免除申請したら返金してもらえますか？

A 一度支払われた更新料は返金できません。更新料は支払わずに免除申請してください。

Q 書類の取得に時間がかかります。免除申請の意思があるので申請書だけ先に送っていいですか？

A 必要書類はすべてそろえてご提出ください。一部をお預かりすることはできません。不備や不足があった場合は一式をご返却します。

Q 取得した証明書に年税額「0円」や「非課税」の記載がありません。どうすればいいですか？

A 申告をされていない可能性があります。役所にご確認いただき必要な手続きをお取りください。

Q 子どもはまだ小学生なのですが非課税証明書が必要でしょうか？

A 必要です。年齢や仕事の有無、扶養状況に関係なく住民票に記載されている方全員分が必要です。

Q 必要な非課税証明書について詳しく教えてください。

A 令和 5 年度分＝令和 4 年中（令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月まで）の所得を証明するものです。
令和 4 年度分＝令和 3 年中（令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月まで）の所得を証明するものです。

Q 同居している親も移植希望登録しています。免除申請はどちらか一方だけすればいいですか？

A 同一世帯に複数の登録者がいる場合、それぞれ申請が必要です。

Q 脾臓と腎臓の2つの臓器を登録しています。免除申請はそれぞれ必要ですか？

A 複数の臓器を登録されている場合、一つの臓器のみ申請していただければ結構です。

登録を継続しない場合

同封の<記入例>を参考に移植希望登録更新用紙にご記入のうえ、2024年3月31日必着でご返信ください。

更新料の払込は不要です。

◎移植希望登録更新用紙記入上の注意事項

- ・「継続しない」に○をつけてください。
- ・継続しない理由を記入してください。
- ・提出後に撤回することはできません。ご家族や移植施設の医師等にご相談のうえご返信ください。
- ・生体移植、海外渡航で移植を受けた場合、移植手術後の結果に関わらず登録取り消しとなります。
- ・移植済み及び死亡された場合は、返信を確認した時点で登録取り消しとなります。その他の理由（未到来の移植予定日の記載含む）の場合は、2024年3月31日をもって登録取り消しとなります。

◎登録を継続せず「取消」とされた方には、更新手続き締め切り後、郵送でその旨通知します。

- 登録取り消し後に再度登録を希望する場合は、改めて登録手続きが必要です。
- これまでの累積待機日数は0日となり、新規登録時と同様に登録料3万円の払込（もしくは免除申請）が必要となります。

移植希望登録更新等に関してよくあるご質問
<https://www.jotnw.or.jp/faq/?category=001001>



臓器移植希望登録に関するお問い合わせ

住所：〒108-0022 東京都港区海岸 3-26-1 パーク芝浦12階
公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク 情報管理グループ
TEL：03-5446-8807(平日9：00～17：30)



公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク